

## 第4章 配慮指針

環境の将来像「豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する環境にやさしいまちあさひかわ」を実現するためには、市民、事業者、市がそれぞれの責務を認識し、環境に配慮して適切に行動していく必要があります。

本章では、市民、事業者及び市が、環境基本計画で定める環境の将来像を実現するために、それぞれの立場において行動すべき事項を示します。

### 1 市民の配慮事項

私たちの郷土である旭川市は、水と緑に恵まれた自然豊かなまちであり、私たち市民は、この豊かな自然を享受すると同時に、未来へ守り引き継いでいかなければなりません。

市民共通の財産である環境を守るためには、旭川市で生活する市民自身が日常生活において環境に配慮した行動をとることが重要です。

本項目では、市民が日常生活において、本市の環境を保全し、創造する上で自ら行動すべき事項を示します。

#### (1) 「物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち」に向けて

- ごみの発生が少ない生活を心掛けます。
  - ・買い物の際はレジ袋の利用を自粛するなど不要な包装を断ります。
  - ・製品を修理して長く大切に使います。
  - ・食材の使い切りなどにより食品ロスを減らし、生ごみは堆肥化して使用します。
- ごみの資源化に努めます。
  - ・分別を徹底し、地域のルールを守ってごみを排出します。

#### (2) 「市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち」に向けて

- 日常生活の中でエネルギーの効率的な利用を心掛けます。
  - ・冷暖房の適切な温度管理に努めます。
  - ・電気、ガス、水などの省エネを意識したライフスタイルを選択します。
  - ・『デコ活』をはじめとした脱炭素につながる取組をできることから実践します。
- 環境に配慮した消費活動を実践します。
  - ・製品を購入する際は、省エネルギー性能の高い機器を選びます。
  - ・住宅の高断熱化・高気密化を意識した住まいづくりを検討します。
  - ・住宅に再生可能エネルギーを利用する設備を取り付けることを検討します。
  - ・徒歩や自転車、公共交通機関を利用しての移動を心がけます。
  - ・農産物の地産地消に努めます。
  - ・エコマークなどを参考とし、環境にやさしい商品やサービスを利用します。

- ・自動車はエコドライブを心がけ、環境性能に優れた車の購入を検討します。

(3) 「豊かな水や緑とともに生きるまち」に向けて

- 自然環境や動植物の生育環境の保全に努めます。
  - ・山道や歩道以外の場所に立ち入らないようにします。
  - ・自分が出したごみは捨てずに持ち帰ります。
  - ・外来種は「入れない」「捨てない」「拡げない」を守り、防除活動などに参加します。
- 野生生物との共生・共存に努めます。
  - ・カラスやハト、キツネなどの野生動物の餌付けをしません。

(4) 「身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち」に向けて

- 身近な緑の保全に努めます。
  - ・公園の樹木や街路樹を大切にします。
  - ・身の回りの緑化や地域の植樹活動に参加します。
  - ・雑草や樹木が繁茂して生活環境が悪化しないよう、所有地の適正管理に努めます。

(5) 「良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち」に向けて

- 大気・水・土壌を良好に保つよう努めます。
  - ・石けんや洗剤は適切な量を使用します。
  - ・使用済みの油などを排水口に流さないようにします。
- 生活環境を良好に保つよう努めます。
  - ・近隣に迷惑をかけないように、生活騒音に配慮します。

(6) 「環境に配慮し行動する人をつくるまち」に向けて

- 環境について積極的に学ぶよう努めます。
  - ・環境に関するイベントやセミナーなどに参加します。
  - ・学んだ内容を家族や友人など周りの人たちと共有します。
- 環境保全活動に積極的に参加するよう努めます。
  - ・地域の清掃活動や植樹活動に参加します。

## 2 事業者の配慮事項

事業者は、環境関連法令を遵守することはもとより、その社会的責任を認識し、事業活動による環境への負荷をできるだけ小さくするよう努めるなど、自らの行動をもって模範を示すことが求められています。

本項目では、事業者が事業活動において、本市の環境を保全し、創造する上で自ら行動すべき事項を示します。

(1) 「物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち」に向けて

- 廃棄物の発生・排出を抑制します。
  - ・製造・建設・流通などの各段階で発生する廃棄物の減量化を進めます。

- ・環境に配慮した製品や、リサイクルしやすい製品の製造・販売に努めます。

- 事業活動を通じて再使用や再生利用に努めます。

- ・繰り返し使用可能な梱包材を導入するよう努めます。
- ・資源化可能な製品の自主回収など資源循環の推進に努めます。

## (2) 「市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち」に向けて

- エネルギーの効率的な利用を進めます

- ・太陽光や地中熱など再生可能エネルギーの導入をすすめます。
- ・建物の高断熱・高气密化、各種設備や輸送手段の高効率化を進め、消費エネルギーを削減します。
- ・省エネルギー化・省資源化に取り組むよう、従業員に対する環境教育を推進します。
- ・エコドライブの推進や、環境性能に優れた自動車の購入を検討します。
- ・事業者として、『デコ活』をはじめとした脱炭素につながる取組をできることから実践します。

- 環境に配慮した製品やサービスを消費者に提供するよう努めます。

- ・生産過程で排出する温室効果ガスの削減に努めます。
- ・製品の省エネルギー化に向けた性能の向上、消費やサービスの提供時に発生する温室効果ガスの削減に努めます。

## (3) 「豊かな水や緑とともに生きるまち」に向けて

- 自然環境の保全に努めます。

- ・開発事業を実施する際は、事前に適正な環境影響評価を行います。
- ・天然林などの優れた自然を残すよう努め、開発の際は、代替となる森林の整備に努めます。

## (4) 「身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち」に向けて

- 緑地の保全と適正管理に努めます。

- ・事業場の設置や増改築の際は、周辺環境との調和に配慮し、緑化に努めます。
- ・雑草や樹木が繁茂して生活環境が悪化しないよう、所有地を適正に管理します。

## (5) 「良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち」に向けて

- 環境への負荷の低減に努めます。

- ・事業場からの排水や排出ガスを適正に管理し、規制基準を遵守します。
- ・化学物質の管理と情報提供を適正に行い、環境汚染を未然に防止します。

- 良好な生活環境の確保に努めます。

- ・事業を通じて発生する騒音や振動の低減に努めるとともに、作業を行う時間帯に配慮します。
- ・施設を適正に管理し、悪臭の発生防止に努めます。

## (6) 「環境に配慮し行動する人をつくるまち」に向けて

- 事業者の社会的責任を認識し、自主的に行動します。

- ・取組方針や目標を設定し、自主的な環境管理に取り組みます。
- ・従業員に対する研修や環境教育を行い、環境意識の向上を図ります。

- 環境保全や環境学習の取組を通じて社会貢献に努めます。
  - ・清掃・植樹・外来種防除などの活動に事業者として参加します。
  - ・市民団体などの環境保全活動に対する参加・協力・支援を行います。

### 3 市の配慮事項

市は、旭川の環境を守り育てるため、本計画に定める環境の保全と創造に関する施策を着実に推進します。また、市民や事業者が行う環境配慮への取組を支援するとともに、率先的に取組を行うことで市民や事業者の模範となります。

本項目では、市が事務事業を遂行する際、本市の環境を保全し、創造する上で行動する事項を示します。

- 旭川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を実践します。
  - ・職員一人ひとりの地球温暖化対策に対する意識を高めるため、研修の実施や『デコ活』への積極的な参加を進めます。
  - ・市有施設のLED導入や環境に配慮した設備、機器の導入など、施設や設備などのハード面の省エネルギー対策を推進するとともに職場の照明や室温の管理、公用車の効率的な利用などのソフト面での省エネルギー対策を推進します。
  - ・市が主催するイベントでの適切な室温の管理や公共交通機関の利用の奨励、ごみの分別による廃棄物の減量化など温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- 事業者の環境に配慮した取組を促進します。
  - ・業務委託や物品購入を行う際の業者選定において、環境保全に積極的に取り組む事業者を対象とした優遇制度を実施します。
- 職員の知識向上を図ります。
  - ・市民や専門家、環境保全団体との連携を強化するため、環境保全に係る職員の知識向上を図り、円滑な業務の遂行に努めます。